

大和市告示第129号

大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年6月24日

大和市長 大木 哲

大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱（平成21年大和市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母」の次に「及び父子家庭の父」を、「もって母子家庭」の次に「及び父子家庭」を加える。

第2条中「母」の次に「又は父子家庭の父（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。ただし、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者に限る。）」を、「養成機関等（」の次に「通信教育については、平成24年3月31日までに修業を開始したものに限る。」を加え、「修業している者」を「修業しているもの（以下「対象者」という。）」に改め、同条第4号中「の支給」の次に「又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条に規定する職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条第1項若しくは第2項の規定による訓練延長給付その他の訓練促進費と趣旨を同じくする給付」を加える。

第4条第1項中「2分の1に相当する期間（18）」を「全期間（24）」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、平成25年度における父子家庭の父に係る訓練促進費の支給は、平成25年9月30日までの間において申請があった場合は、当該父子家庭の父が、対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月において支給できるものとする。

第4条第3項を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 訓練促進費の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）の訓練促進費の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練

促進費の支給の請求をする場合は、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。)が非課税である者(市町村(特別区を含む。以下同じ。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成21年大和市告示第86号)第1項に規定する自立支援教育訓練給付金及び訓練促進費に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額100,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円

第6条第1項中「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した」を「修業を開始した」に改め、同条第2項第1号中「母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、同項第2号中「母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、「の額とする」を「。以下同じ」に改め、「区長を含む。」の次に「以下同じ。」を、「証明書」の次に「(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第34号の2に掲げる控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額等についての市町村長の証明書を含む。)」を加え、同条第3項中「母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、同条第4項中「母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、「養成機関における単位の取得状況等及び」を削り、同条第5項中「より」の次に「修業していた養成機関等における単位の取得状況等について」を加える。

第7条中「受けている母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父(以下「受給者」という。))」を加え、「当該母子家庭の母」を「当該受給者」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「母子家庭の母」を「受給者」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「母子家庭の母」を「受給者」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「母」の次に「又は父子家庭の父」を、「ときは、」の次に「当該事由が発生した日の翌日から起算して」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 受給者は、第6条の規定により市長に提出した支給申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、当該事由が発生した日の翌日から起算して14日以内に、高等技能訓練促進費受給者資格変更届により市長に届け出なければならない。

第7条の次に次の1条を加える。

(入学支援修了一時金の支給)

第8条 市長は、受給者（養成機関等における修業を開始した日及び当該養成機関等におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、第2条に規定する要件の全てを満たす者に限る。）に対し、修了日を経過した日以後において、入学支援修了一時金（以下「一時金」という。）として50,000円を支給することができる。ただし、受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者について、修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合は前年度）分の本市の市民税の課税がある場合（減免を受けている等の場合は除く。）は、25,000円とする。

2 一時金の支給を受けようとする者は、修了日から起算して30日以内に支給申請書を提出しなければならない。

3 第6条の規定は、一時金の支給について準用する。この場合において、同条第2項第3号に「入校（入所）証明書等（支給申請時に修業している養成機関等の長が証明する、在籍を証明する書類）」とあるのは、「修了証明書等（修業している養成機関等の長が証明する、修了を証明する書類）」と読み替えるものとする。

附則第2項中「第4条第1項」の次に「第5条第1号」を加え、「同項中「修業期間の2分の1に相当する期間（18月）」を「第4条第1項中「修業期間の全期間（24月）」に、「訓練促進費を申請する場合における第6条第1項の規定の適用については、同項中「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後」とあるのは、「修業を開始した日以後）」を「第5条第1号中「100,000円」とあるのは、「141,000円）」に改める。

附則第3項中「、第5条第1項及び第6条第1項」を削り、「修業期間の2分の1に相当する期間（18月）」を「修業期間の全期間（24月）」に改め、「とし、第5条第1項中「141,000円」とあるのは、「100,000円」とし、第6条第1項中「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日」とあるのは、「修業を開始した日）」を削る。

別表中「第10条」を「第13条」に改め、同表第1号様式の項及び第2号様式の項中「第6条」の次に「及び第8条」を加え、同表第3号様式の項中「第8条」を「第9条」に改め、同表第4号様式の項中「高等技能訓練促進費支給決定取消通知書」を「高等技能訓練促進費受給者資格変更届」に改め、同表に次のように加える。

第5号様式	高等技能訓練促進費支給決定取消通知書	第10条
-------	--------------------	------

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。